

|              |  |        |            |          |          |
|--------------|--|--------|------------|----------|----------|
| 受理年月日        | 平成26年9月9日  | 付託年月日  | 平成26年9月10日 | 所管委員会    | 第1委員会    |
| 番号           | 26年請願第19号  |        |            |          |          |
| 件名           | 消費税10%増税中止を求める意見書議決について  |        |            |          |          |
| 請願者          | 中央区白金一丁目17-27-201<br>民主商工会福岡市協議会<br>代表者 田口 剛史  |        |            |          |          |
| 紹介議員<br>分割付託 | 熊谷、綿貫、星野、宮本、中山、高田、池田、落石、荒木<br>なし   |        |            |          |          |
| 要旨           | <p>本年4月より消費税が8%となりました。総務省が8月29日に発表した7月の家計調査では、1世帯(2人以上)当たりの消費支出は物価変動を除いた実質で前年同月比5.9%減少しており、消費税増税の影響は深刻です。中小業者の営業と暮らしはまさに危機に陥っています。私たちが6月から7月にかけて会員に実施した消費税増税影響調査アンケートでは、57%が「売上げが減った」と答え、63%が「利益が減った」と答えています。消費税の価格への転嫁は、64%が完全にはできておらず、身銭を切らざるを得ない状況です。増税後に倒産・廃業した業者も少なくありません。また、多くの市民も物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。中小業者も市民もこれ以上の負担には耐えられません。</p> <p>それにもかかわらず、政府は夏場の経済指標を踏まえて年内に来年10月からの消費税10%を決めるとしています。私たちは営業と暮らし、そして地域経済を根本から壊すことになるこの増税を許すわけにはいきません。</p> <p>そもそも消費税は低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、今でさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切りかえ、輸出や株取引などで大もうけしている大企業・大資産家に応分の負担を求める必要があります。</p> <p>今政府がやるべきは増税法附則第18条3項に基づき、消費税増税を中止することです。よって、下記の事項について請願します。</p> <p>1. 消費税10%増税の中止を求める意見書を政府に提出すること。</p> |        |            |          |          |
| 審査<br>年月日    | 平成 年 月 日   | 結<br>果 |            | 委員会      | 平成 年 月 日 |
|              | 平成 年 月 日   |        |            | 本会議      | 平成 年 月 日 |
|              | 平成 年 月 日   |        |            | 平成 年 月 日 |          |

2014年9月 9 日

福岡市議会議長 森 英鷹 殿

請願団体名 民主商工会福岡市協議会

代表者名 田口 剛史

所在地 福岡市中央区白金1-  
- 201 福岡民主商工会内

## 消費税10%増税の中止を求める意見書提出の請願

### 【要請趣旨】

市民生活向上のため日頃のご尽力に心から敬意を表します。

本年4月より消費税が8%となりました。総務省が8月29日に発表した7月の家計調査では、1世帯（2人以上）あたりの消費支出は物価変動を除いた実質で前年同月比5.9%減少しており、消費税増税の影響は深刻です。中小業者の営業とくらはまさに危機に陥っています。わたしたちが6月から7月にかけて会員に実施した消費税増税影響調査アンケートでは、57%が「売上が減った」と答え、63%が「利益が減った」と答えています。消費税の価格への転嫁は、64%が完全には出来ておらず、身銭を切らざるを得ない状況です。増税後に倒産・廃業した業者も少なくありません。また、多くの市民も物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。中小業者も市民もこれ以上の負担には耐えられません。

それにもかかわらず、政府は夏場の経済指標を踏まえて年内に来年10月からの消費税10%を決めるとしています。わたしたちは営業とくらし、そして地域経済を根本から壊すことになるこの増税を許すわけにはいきません。

そもそも消費税は低所得者ほど負担が重い、弱いものいじめの税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、いまでさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民のくらし・福祉優先に切り替え、輸出や株取引などで大儲けしている大企業・大資産家に応分の負担を求める必要があります。

今政府がやるべきは増税法附則第18条3項に基づき、消費税増税を中止することです。

市民の切実な実態と声を受け止め、国に対し、増税の中止を要請してください。以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により下記の事項について請願いたします。

### 【請願事項】

一、政府に消費税10%増税の中止を求める意見書を提出すること

2014年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三殿

福岡県福岡市議会

## 消費税10%増税の中止を求める意見書（案）

本年4月より消費税が8%となりました。内閣府が9月8日に発表した4～6月期の国内総生産（GDP、季節調整済み）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.8%減、年率換算で7.1%減となりました。東日本大震災の影響で6.9%減となった2011年1～3月期を超え、リーマンショック後の09年1～3月期の年率15.0%減以来のマイナス幅になりました。

アベノミクス効果で大企業の多くが過去最高の利益をあげています。しかしその利益が経済を牽引する設備投資の拡大に向かっていません。背景にあるのは内需の冷え込みです。GDPの約6割を占める個人消費は5.1%の減で、年率換算では19.0%減です。前回消費税増税直後の1997年4～6月期の13.2%を超え、過去20年間で最大の落ち込みとなりました。実質雇用者報酬は、前年同期比で1.9%減少し、収入の目減りと増税が消費の冷え込みの原因となっています。また中小企業の消費税転嫁は、上記の厳しい経済情勢の中で困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税負担増によって塗炭の苦しみにあります。消費税増税の影響は深刻です。

このうえ来年10月からさらに消費税の税率を10%に引き上げれば、所得が伸び悩んでいる中、消費がさらに大幅に落ち込むのは目に見えています。

それにもかかわらず、政府は7～9月期の経済指標を踏まえて年内に来年10月からの消費税10%を実施するかを決めるとしています。しかし、いまだに消費税が10%になることを見越して節約志向が強まっているといわれます。増税を中止しないこと自体、国民の不安をあおり、景気に悪影響を与えます。

これ以上の消費税増税は、地域の中小企業倒産、失業者増大など地域経済に壊滅的打撃を与えます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、政府に対し、消費税増税中止を求める意見書を提出いたします。